平成２７年（フ）第２６０号
福岡市東区千早２丁目29番２―111号
債務者　大戸　雅子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６４号
福岡市東区八田１丁目11番３号、前住所福岡市東区舞松原４丁目６番1015号
債務者　立石　京子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７０号
福岡県太宰府市五条３丁目６番３―403号
債務者　荻野　史子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７１号
福岡市博多区冷泉町３番10号
債務者　庄野　裕和
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７９号
福岡県福津市手光1737番地の３　サンハイツM101号
債務者　吉村　　剛
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８２号
福岡市南区長丘２丁目24番24号
債務者　藤盛　喜久
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８３号
福岡市南区長丘２丁目24番24号
債務者　藤盛　淳子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８５号
福岡市博多区南八幡町１丁目８番６―207号
債務者　嶋村　寛子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９２号
福岡市博多区諸岡３丁目23番20―301号
債務者　小川　清志
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９３号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目34番地１
ヴィラマックス101号
債務者　西野　拓見
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９８号
福岡市東区箱崎７丁目20番８―301号
債務者　森　美由紀
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３００号
福岡市早良区原８丁目16番17号
債務者　齊藤　利久
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０１号
福岡市早良区原８丁目16番17号
債務者　齊藤伊佐子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０２号
福岡県春日市原町２丁目51―１　コスギＶ―205号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目10番地１　フローラル寿606号
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０３号
福岡市博多区光丘町１丁目２番37号
債務者　竹田　和也
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０４号
福岡市博多区諸岡２丁目11番12―406号、前住所福岡市博多区諸岡４丁目29番５号
債務者　大隅　隆広（旧姓増村）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１８号
福岡県春日市日の出町４丁目27番地　カスガヒルズ201号
債務者　百崎　英明
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目17番地の８
債務者　大木　和弘
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部